

様式第十二号(第一百八十九条関係)

(表 面)

健康保険法(抄)

(指定訪問看護事業者等の報告等)

第九十四条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であった者(以下この項において「指定訪問看護事業者であった者等」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

船 員 保 険 檢 査 証

(法第六十五条・第七十八条関係)

写
真

官職又は職名
氏 名

(年 月 日生)

(裏 面)

第 号	船員保険法(抄)
令和 年 月 日 交付	<p>(訪問看護療養費)</p> <p>第六十五条 (第一項から第十一項まで省略)</p> <p>12 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第五十三条第五項の規定は、この法律による訪問看護療養費の支給及び指定訪問看護について準用する。</p> <p>(家族訪問看護療養費)</p> <p>第七十八条 (第一項及び第二項省略)</p> <p>3 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第六十五条第二項、第三項及び第六項から第十項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。</p>
<p>厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長印</p>	

備考 この用紙は、A4列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。